

令和2年3月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年3月11日（水）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1.2委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
		11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：10番 甲斐 正一

5、議事日程

- 第1 議第45号 議事録署名委員の指名に関する件
第2 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
について
第3 報告第14号 農地法第18条の規定による小作解約に関
する件【合意解約】
第4 議第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
に関する件
第5 議第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局長

定刻になりましたので、始めたいと思います。

新型コロナウイルスということで、今日はマスクとアルコール消毒を用意しております、リスクをなるべく最小限にして、この会を進めていきたいというふうに思っております。

お二人、ちょっと遅れておられますけれども、10番の甲斐委員さんにつきましては、今日はちょっと熱があるということで欠席をされておられます。

それでは、本日は高森町農業委員会委員14名のうち13名が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

それでは、まず会長より御挨拶をお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。

今、事務局長が申しあげましたとおり、こういう事情でございますので、速やかに議事を進めていきたいと思っておりますが、非常に厄介な問題でございますので、個人個人ができるだけの自己防衛は、これはもうしていかにかんやいかんと思っておりますが、いずれにいたしましても、いつ終わるかわかりませんので、まずは自分がかからないようにというようなことを心掛けてやっていただきたいと思っております。

それでは、ただ今から総会を始めさせていただきます。今日はお世話になります。

それでは、始めさせていただきます。

まず初めに、「議第45号」

事務局

高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。議事録署名委員に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員)

一任します。

議長

はい。一任ということでございますので、本日は12番の三森委員さんと13番の吉良山委員さんをお願いをいたします。

続きまして、「報告第13号」

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。報告の案件でございますので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 はい。こちらは、相続の案件になりますので、事務局のほうから報告させていただきます。

まず、番号1につきましては、内容のほうは4ページから5ページ、補足資料のほうは2ページから7ページのとおりとなっております。

続きまして、番号2、こちらも内容は5ページのとおりです。補足資料は8ページのとおりとなっております。

続きまして、番号3、こちらの内容は5ページから6ページのとおりです。補足資料については9ページから10ページ、11ページのとおりとなっております。

続きまして、番号4、内容は6ページから7ページのとおりです。補足資料は12ページ、13ページのとおりとなっております。

続きまして、番号5、内容は7ページのとおりです。補足資料は14ページのとおりとなっております。

また、4番と5番については、相続人は同じですが、被相続人が違うために、番号のほうを分けております。以上です。

議長 ありがとうございます。

今ずらっと出てまいりましたけれども、何か御意見等ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「**報告第14号**」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約に関する件について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにつきましても、事務局のほうから説明させていただきます。

議案第14号、農地法18条審議資料。

9ページをお開きください。

番号1については、内容は9ページのとおりで、補足資料は16ページのとおりとなっております。こちらの案件につきましては、昨年9月に親子間のこの使用貸借契約をされておりましたが、今回、〇〇〇〇さんに貸されるということで、一度解約してその後に中間管理機構を通した契約をなされるということです。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

これにつきましては、何かございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

事務局 続きまして、「議第46号」
農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和2年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議第46号の番号1につきましては、2番の高崎委員さん、よろしく申し上げます。

2番委員 議第46号、農地法第3条審議資料。
11ページの1番です。補足資料が18・19ページとなります。これは譲渡人から譲受人になっておりますが、これ以前も今までも、ずっとこの譲受人の人がここの土地はずっと管理をしていたので、もう譲渡人のほうがもう高齢で、土地の管理ができないということで、今まで管理をしていた譲受人のほうに売ることになりました。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
そういったことだそうでございますけれども、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。番号1につきましてははないということで、続きまして、番号2は、9番の三森委員、よろしく願いいたします。

9番委員 11ページ、議第46号、農地法第3条審議資料。
2番、ご覧のとおりです。補足資料は20から21ページになっております。ご覧ください。もともと本人が耕作された畑を売られて、また買い戻したという関係になっておりますので、よろしく申し上げます。

事務局 場所の補足説明をさせていただきます。
こちらは〇〇〇さんの北側にある農地で、ここに筆が四角で囲まれておりますが、実際はここだけじゃなくて、1枚の畑になった状態で、そのうちこの273㎡が分筆を実際はされているような形になっております。実際は1枚の畑です。21ページの現地写真のとおりとなっております。以上です。

議長 はい。今説明がありましたけれども、何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、このように承認をしたいと思います。

続きまして、「議第47号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和2年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 5番の色見委員、お願いいたします。
5番委員 議第47号、農地法第4条審議資料。
1番について説明します。補足資料につきましては、22ページから24ページになります。この件は、12月に提出しました〇〇さんの件を申請者の〇〇さんに現地を確認した際に発見されたものであります。内容としましては、周辺が山林と原野に囲まれている状況で、〇〇が無断で植林されておりまして、今回、始末書を添えて申請されたものであります。
御審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

事務局 補足資料の23ページをご覧ください。
場所的な補足説明をさせていただきます。先ほど、5番の色見委員がおっしゃられたとおり、12月の案件を審議した際に、周辺の土地を調べておりましたところ、この四角で囲んであった、この南側と西側の土地については、平成13年に既にもう農地転用許可、植林の許可のほうは出ていますが、この〇〇〇-〇という地番については、転用許可などがなされておりませんでした。そのために、畑として残っている状態となっており、不適切な状態でありますので、今回の転用申請となっております。

議長 はい。ありがとうございました。
そういったことだそうでございますので、いかがでしょうか。始末書も添えられております。

(複数委員) ありません。

議長 はい。それでは、承認をしたいと思います。
これで、本日の議案はすべて終了いたしました。

令和2年3月11日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員